

徳島県情報公開審査会答申第227号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年11月26日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し「徳島県警に保管の〇〇（以下「本件〇〇」という。）に係る捜査状況がわかる書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年12月10日、実施機関は、本件請求に係る公文書として本件〇〇に係る捜査に関する情報が記載されている本部長事件指揮簿（以下「本件公文書」という。）を特定し、1枚目の「事件名」欄及び「事件概要等」欄の一部、2枚目の「被疑者」欄、3枚目の「別紙1」、4枚目及び5枚目の「伺事項」欄、「指揮事項」欄及び「捜査経過等」欄、6枚目の全て並びに7枚目の「伺事項」欄、「指揮事項」欄及び「捜査経過等」欄に記載された情報が条例第8条第5号に規定する非公開情報に該当するとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年12月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和3年6月17日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び審査庁における口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

本件公文書のどこを探しても実施機関で作成された文書であると確認できず、本

件公文書が本物であると言われても信じることができない。

非公開理由は全て共通しており、条例第8条第5号の「公にすることにより、犯罪の捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。」を掲げている。本件公文書には、本件〇〇の〇〇事件について、発生(認知)年月日及び発生場所の記載がなく、「被疑者、本籍、住所、職業、氏名、年齢」欄が非公開にされているため、本件公文書が本当に本件〇〇の〇〇事件に関するものか判断できない。また、非公開とされている箇所には実は何も書かれていないと疑っている。この文書の真偽を確かめるために審査請求をした。

一方、徳島県警察本部の〇〇〇には、〇〇〇というコーナーがあり、徳島県に関係のある〇〇のことが紹介されている。本件〇〇について、〇〇〇載っている。既に徳島県警察本部の〇〇〇において情報が広く公開されているながら、本件公文書を黒く塗りつぶして何も公開しないことに納得できない。

(2) 反論書

令和2年11月26日に実施機関宛に、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第10条の3の規定に基づき私の息子・本件〇〇に関する捜査・調査情報を文書で通知するよう求める「申請書」(以下「申請書」という。)を提出しようとしたところ、応対した職員は「受け取れない」の一点張りで何度も持って帰るように言い張るので、最終的には机の上に置いて帰ってきた。審査庁には、私の申請書がどうなったのか、現在も実施機関に保管されているのか確認してもらいたい。

また、当初、申請書にもあるように犯罪捜査規範第10条の3に基づき、本件〇〇の捜査・調査情報を文書開示するよう求めたのだが、応対した職員から「公文書公開請求」に変更することを求められた。この変更が適切であったかを審査庁には検証してもらいたい。

次に、部分公開された本件公文書に対する私の反論は、審査請求書に書いたとおりのだが、何時の時点で作成した文書なのか特定できない。本件〇〇が〇〇したのは〇〇年〇月であり、本件請求をするまでにおよそ〇年の時間が経過している。その間、「本部長事件指揮簿」なる文書はこれだけしか作成されなかったのか。実施機関の長が何人も交替している中で、これだけしか「本部長事件指揮簿」が作成されていないのは本当なのか。

もし、これだけしか作成されていないのなら、実施機関は本件〇〇について捜査も調査もほとんどされていないのではと疑っている。審査庁には本件〇〇の捜査・調査資料を全て検証し、実施機関の弁明が正しいものか明らかにすることを要望する。

(3) 口頭意見陳述

本件〇〇の〇〇について捜査をしてほしい。〇〇だけではなく、事故、事件も含めて調べてくださいと言い続けているが、捜査してもらえているとは思えず、今回の審査請求に至った。一生懸命捜査をしてきていることを知りたい。

部分公開された黒塗りの本件公文書を見たときに「これだけか。」と思った。〇年間で何度も捜査の要望をしてきたが、それに対して返事があった場合もあるし、

なかった場合もあった。その都度、不信感を持ち続けてきた。だから、これだけしか文書が出てこないということは、それしか捜査されていないと思った。

黒塗りの本件公文書では、本当に実施機関で作成した文書なのかもわからない。また、実施機関や徳島県の〇〇〇には本件〇〇〇されているのに、情報公開では何も出てこないのは矛盾ではないか。意図的に本来開示すべき情報まで塗りつぶしているのではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書として、本件〇〇に係る捜査に関する情報が記載されている本部長事件指揮簿を特定した。

本部長事件指揮簿は、内部規程で定められた要件に該当する場合に作成される。本件〇〇の捜査に関しては、当該要件に該当するような場合が本件公文書の場合のみであった。

なお、本件公文書以外は条例が適用されない文書であったので、本件処分とは別に当該文書の公開請求を拒否する決定を行っている。

2 本件処分の理由

本件公文書に記載された情報のうち次に掲げる情報は、いずれも条例第8条第5号に定める非公開情報（公にすることにより、犯罪の捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める情報（以下「公共安全情報」という。))に該当すると認められることから、条例第9条第1項に基づき、これらを非公開とした。

(1) 事件名

事件名を公開すれば警察がどのような罪名で捜査しているかを明らかにすることになり、当該情報は被疑者等が証拠隠滅等を図る上で有利な情報となる。

(2) 「事件概要等」欄における「1 認知の経過」

認知の経過とは、捜査の端緒に関する情報であり、警察がどのようにして当該事案を（「事件名」欄記載の被疑事件になり得る事案として）把握するに至ったのかが記載されるところ、これを公開すれば警察による捜査手法の一端が明らかになることから、当該情報は公共安全情報に該当する。

(3) 被疑者欄

本件公文書は現在も捜査中の事件に関するものであり、本件公文書に記載された被疑者に関する情報が公開に適さず、公共安全情報に該当することは明らかである。

(4) 別紙1

別紙1には被害者に関する情報が記載されている。

条例に基づく公文書の公開請求は何人でも行えるため（条例第5条）、別紙1を公開の対象として認めると、無関係の第三者から同様の請求がなされた場合であつ

てもその公開に応じなければならず、結果として、被害者に関する情報が、本人及びその関係者が望まないにもかかわらず公開される事態になり、被害者や関係者等に、今後の被害申告や情報提供をためらわせることとなる。

また、別紙1の公開により、警察が〇〇として把握している被害者の範囲が推知されるおそれがあるところ、これは被疑者等が証拠隠滅等を図る上で有利な情報となる。

したがって、当該情報は公共安全情報に該当する。

(5) 伺事項、指揮事項及び捜査経過等

具体的な捜査内容等に関する事項が記載される欄であり、公開すれば警察による捜査の手法等が明らかになるところ、これは被疑者等が証拠隠滅等を図る上で有利な情報となる。

したがって、ここに記載された情報は公共安全情報に該当する。

(6) 6枚目

当該文書は5枚目と一体をなすものであり、5枚目の伺事項、指揮事項及び捜査経過等に関連する事項が記載されているため、ここに記載された情報は、(5)と同様に公共安全情報に該当する。

3 審査請求人の申立に対する意見

(1) 審査請求人の申立内容は、おおむね次のとおりである。

第1に、本件公文書について、「本部長事件指揮簿」と称しているが本物ではないかもしれない。実施機関が作成した文書だと確認できない。警察庁がひな形をつくって全国の警察本部にメール送信したものだと考えた方が良くもしいない。この文書が本物であると言われても信じることができない。本件指揮簿の真偽を確認したい。

第2に、「被疑者、本籍、住所、職業、氏名、年齢」欄が黒く塗りつぶされているため、本件公文書が本件〇〇に関するものか判明せず、また、黒塗りにされた箇所には本件〇〇に関する事項が記述されているかどうか不明である。

第3に、本件〇〇については、実施機関の〇〇〇に〇〇しているため、何も公開しないことに納得できない。

(2) 審査請求人の申立に対する意見

第1の申立てについては、本件公文書は、実施機関の内部規程に基づき作成された文書であって、1枚目の「事件概要等」欄に「別紙1記載の者は、〇〇〇となっているものであるが、これら〇〇事案が〇〇〇ことから、本件捜査を行うものである」とあるとおり、〇〇に係る捜査のため作成された文書に相違ない。

第2の申立てについては、前述のとおり、非公開とした部分は全て条例第8条第5号に規定する非公開情報に該当するものであることから、条例第9条第1項に基づき非公開としたものである。

第3の申立てについては、確かに、実施機関の〇〇〇には本件〇〇に関する〇〇されている。しかし、これは〇〇につながる〇〇を広く呼びかけるという目的で、関係者の同意を得て掲載しているものであって、犯罪捜査の過程で作成された公文

書を公開することとは区別されるべきものである。

なお、審査請求人は上記申立てのほかに「発生（認知）年月日及び発生場所」の記載がないと申し立てているが、当該部分の記載・未記載は、非公開決定の是非に関わる事由ではないため、本件審査請求に影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和3年6月17日	諮問
令和4年5月23日	審議（第193回審査会）
同 年6月13日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第194回審査会）
同 年7月7日	審議（第195回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は本件〇〇に係る捜査状況等がわかる書類の公開を求めるものであるところ、実施機関は、本件公文書について、条例第8条第5号に規定する非公開情報に該当する部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、以下、本件公文書の非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報の該当性

当審査会において見分したところ、本件公文書は本件〇〇〇について実施機関が捜査するに当たって作成されたものと認められ、また、本件非公開部分には罪名、捜査の端緒、被疑者、被害者、捜査内容等に関する情報（以下「本件非公開情報」という。）が記載されていると認められる。

本件非公開情報は、本件〇〇の捜査の状況、内容等に関する情報であるので、これが公にされると、実施機関が説明するように、被疑者等が証拠を隠滅することを容易にし、実施機関が情報を収集することを困難にさせる等のおそれがあると認められるので、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとする実施機関の説明は首肯できる。

次に、審査請求人は、本件〇〇に関して徳島県警察本部の〇〇〇も非公開とされていることについて不服を申し立てている。これに対して実施機関は、犯罪捜査の過程で作成された公文書を公開することとは異なると主張している。

〇〇〇からは、実施機関が本件〇〇について〇〇を求めていること、あるいは、〇

○された可能性を含めて捜査していることが明らかにされていると認められる。しかしながら、本件公文書には本件○○以外の者に関する情報も記載されており、これが公になると実施機関がどのような捜査をしているか等が明らかになることにより犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件非公開情報を公にすると、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、本件非公開情報は条例第8条第5号に規定する非公開情報に該当する。よって、実施機関が本件公文書のうち本件非公開情報を非公開とした本件処分は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	

真鍋直敬委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第14条第1項の規定により会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。